

税務と経営

発行所 株式会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
新大阪NKビル601号
TEL (06) 6885-3990
FAX (06) 6885-3991
URL <http://www.ep-support.com/>
E-mail support@ep-support.co.jp

ヒント

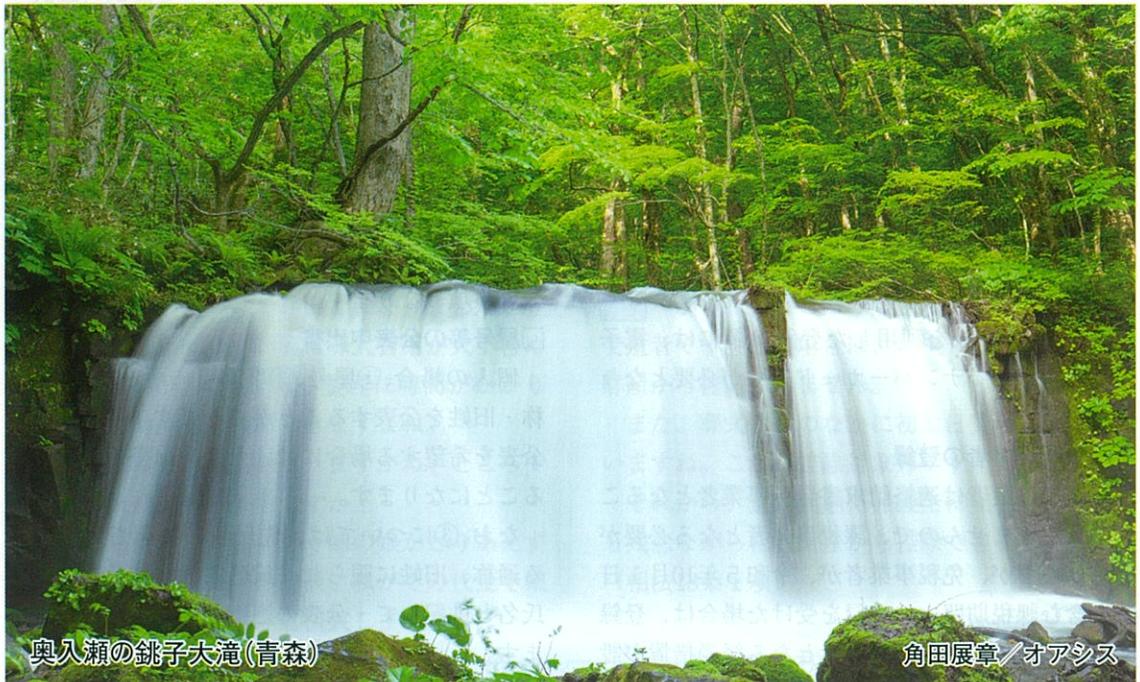
市場構築

人材配置や人事評価の調整。株式会社カオナビ（代表取締役社長CEO柳橋仁機氏）が開発したカオナビは、画面上に社員の顔写真が並び、クリックすれば、入社年月や役職、人事評価、保有資格、得意分野など、人材データを自由に確認できる画期的なシステムで、導入企業は2200社を突破。開発資金の調達では、自分が肯定したいものを批判する論理を100通り考え、そのすべてを否定するなど、説得力のある事業プランで成功。国内にない新たな市場構築は、①安易に仕様を変えない、②お客様の頭の中にイメージを作ること重視する。社員の顔写真が並んでいて、配置やグルーピングが直感的に考えられる仕様。(Fore)

ヒント

税務 ミニガイド

改正電子帳簿保存法が、令和4年1月1日から施行されましたが、そのうち電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存については、2年間の宥恕措置が設けられ、データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えないこととされました。



奥入瀬の銚子大滝(青森)

角田展章/オアシス

適格請求書発行事業者の 登録申請手続

□インボイス制度の導入

消費税の仕入税額控除の方式が、令和5年10月1日より、現在の区分記載請求書等保存方式から適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）に変更されます。

□適格請求書発行事業者の登録申請

適格請求書（インボイス）を発行するためには、適格請求書発行事業者になる必要があります。そして、適格請求書発行事業者となるためには、登録申請手続が必要となります。

□登録申請手続の期間

この登録申請手続は、令和3年10月1日より既に開始されており、令和5年10月1日より適格請求書発行事業者となるためには、原則として令和5年3月31日（6ヶ月前）までに登録申請書の提出が必要です。

ただし、令和5年3月31日までに登録申請書の提出ができなかったことについて「困難な事情」がある場合には、令和5年9月30日までに登録申請書にその困難な事情を記載して提出して登録を受けたときは、令和5年10月1日に登録を受けたものとみなされます。

□登録申請手続の方法

登録申請は、e-Taxまたは書面（郵送）によることになります。

e-Taxの場合、パソコンで利用可能なe-Tax（WEB版）、スマートフォンで利用可能なe-Tax（SP版）を利用して登録申請手続を行うことができます。

なお、e-Taxを利用した登録申請には、電子証明書（マイナンバーカード等）が必要となります。

□免税事業者の登録

免税事業者は適格請求書発行事業者となることはできませんので、課税事業者となる必要がありますが、免税事業者が、令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設



○好きなお酒は？チャーチル＝ジョニーウォーカー、アイゼンハワー＝ワイルドターキー、ケネディ＝タンカレー、吉田茂＝オールドバー、白洲次郎＝ザ・マッカラン、ゴッホ＝アブサンス、横山大観＝酔心、シナトラ＝ジャックダニエル、デニーロ＝テキーラ、福山雅治＝芋焼酎、タモリ＝アイラ・ウィスキー。困みに大平正芳、菅義偉、トランプは酒は飲まない。



けられています。その場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は不要です。

□登録番号等の通知

税務署による審査を経て、適格請求書発行事業者として登録された場合には、登録番号（T+13桁の数字、法人の場合は法人番号）などの通知が行われます。

□登録番号等の公表

登録された場合には、適格請求書発行事業者公表サイトで公表され、登録番号を入力してその登録番号に係る適格請求書発行事業者に関する登録事項を確認することができます。

公表事項は、個人の場合は①登録番号、②氏名、③登録年月日、④登録取消・失効年月日で、法人の場合は本店又は主たる事務所の所在地も公表事項となります。

□屋号等の公表申出書

個人の場合、①屋号、②事務所の所在地、③通称・旧姓を公表することができます。これらの公表を希望する場合には、公表申出書を提出することになります。

なお、③については、住民票に併記されている通称、旧姓に限られ、氏名に代えて公表又は氏名と併記して・公表の選択をすることができます。

タックスアンサーの利用 —よくある税の質問—

国税庁のホームページ内で、タックスアンサー（よくある税の質問）に対する一般的な回答を調べることができます。

1) 内容改修 毎年1月の初旬にこのタックスアンサーのページ改修が行われており、令和4年は1月4日になされました。特にピックアップ情報では、①令和3年分確定申告特集、②確定申告(No.2020)、③還付申告(No.2030)です。

2) 情報の探し方 タックスアンサーでは、次の方法によって情報を探すことが可能です。①自分に合った状況から探すやり方です。いくつかの質問に回答することで情報を探します。②キーワードから探すやり方です。調べたいキーワードを入力して探します。③分野から探すやり方です。次のような代表的な分野から情報を探し出す方法です。④確定申告、⑤病気・入院(医

療費控除等)、⑥土地・建物(住宅ローン控除等)、⑦寄附(ふるさと納税等)、⑧貯蓄・投資、⑨退職・年金、⑩一覧から探すやり方です。オートドックスにタックスアンサーコード一覧から探します。税目等から調べる場合もコード一覧から見つけ出します。

3) チャットボットの登場 チャットボットは、AI(人工知能)を活用して自動で回答するウェブサービスです。誰でも国税庁HPから利用することができます。令和3年分所得税の確定申告の相談は、24時間利用可能(メンテナンス期間を除く)で令和3年所得税については令和4年1月11日から開始されています。

4) 過去の税務相談状況 約20年前の面接・電話相談による項目のベスト5は、やはり8割が所得税関連で、もう一つが、当時税制改正で導入された相続時精算課税制度についての有利・不利問題や、具体的な手続き方法に関してでした。特に現在でも難解な改正証券税制(時限立法・選択肢複雑)や、人的控除の適用要件などが、時代を超えて上位項目となり続けています。

ナマの税務相談室

Q 時の流れは早いものですね。あんなに元気だった先代社長が今年の元旦に死亡して相続税の申告期限がもうすぐです。

A そうですか!年をとると余計に時間の経過が早く感じられますよ。ジャンネーの法則といって50歳の人間にとって1年の長さは人生の50分の1。5歳の人間は1年の長さは人生の5分の1。50歳の人間の10日が5歳の人間の1日に当たるといふものです。ところで本日はその相続がらみの件でお出でになりましたか。

Q そうなんです。実は葬式費用が大小含めて600万円近くあり整理に時間がかかりました。財産から控除できますよね。

A 基本的には控除できますがね。ところで負担したのは誰ですか?

Q 私の姉が体調が悪く姉の娘がとりあえず払いました。その後、私とその代金を娘の銀行口座に振り込み返済致しました。

葬式費用の控除問題

A 成程、先代社長から自宅や預貯金の大部分を遺贈されたお姉さんの娘さんが葬式費用を払ったが、社長のあなたが娘さん

に支払い、立替分は清算したということですね。

Q そうなんです。私は自社株を相続したものの現金等は相続分が少なく、とりあえず姉娘に立て替えて貰っていました。銀行に融資を依頼して清算したということです。

A よく分かりました。男の活券もありますからね。ところで娘さんは相続人でない受遺者です。その場合は、負担した葬式費用は財産から控除できません。

また、葬式費用のなかに初七日費用が入っていますね。これは控除対象外です。

それから、遺贈問題で弁護士に支払った費用も残念ながら相続財産から控除できません。

(相法13条1項)

退職所得は申告不要でよいのかの自問と疑問

源 泉徴収によって納税済みなので、退職所得の金額については、確定申告をする必要がありません。これは、現職当局者執筆の「確定申告の手引」において記されているところです。それでも強いて退職所得申告をする場合があるとしたら、退職所得の金額を損益通算の対象に出来る場合、退職所得の金額から純損失や雑損失の繰越控除が出来る場合、退職所得の金額から所得控除が出来る場合、寄附金控除の限度額計算で有利計算に出来る場合など、有利選択の場合でしょう。

逆 に、「公的年金等に係る雑所得」以外の所得の合計所得金額が1,000万円超の場合には、公的年金等控除額が一

律10万円引下げられ、2,000万円超の場合には、一律20万円引下げられます。配偶者控除・配偶者特別控除は、本人の合計所得金額が900万円から段階的に控除の金額が減少し、合計所得金額1,000万円超では対象外となります。寡婦控除・ひとり親控除は、合計所得金額500万円以下との適用制限があります。基礎控除は合計所得金額2500万円以下に限定です。雑損控除と医療費控除の足切り額は合計所得金額に影響される事があります。これらの場合に於いては、退職所得を申告に含めると、税負担を増やす結果になることがあります。これらの場合には、退職所得は、申告から除外するのが一般的です。

国 税庁のホームページの確定申告コーナーにおける今年の確定申告書A「令和3年分用」には、「令和5年1月から申告書Aは廃止され、申告書Bに一本化されます。」の文字が記載されていて、確定申告書A用の「手引き」の表紙にも、同じメッセージが記載されています。

そ して、確定申告書B用の「手引き」の「退職所得がある方」の項目の欄において、突然、従来通りの文言の後に「退職所得のある方が確定申告書を提出する場合は、退職所得を含めて申告する必要があります」との追加挿入文が入り、申告からの除外は許されないとされました。

税 制改正無しのままでの解釈変更なのか、改正への予告なのか不明ですが、申告書AとBに於ける二つの突然のメッセージは、表裏の関係にあるように思われます。

6月は、夏服への「衣替え」の月でもあります。平安時代に中国から伝わった習わしです。当初は「更衣」といいましたが、「更衣衣」が女官の職名になったので「衣替え」と呼ばれるようになりました。

6日芒種、21日夏至。

「青梅に手をかけて寝る蛙（かわず）哉 一茶」
青梅に手をかけて寝る蛙のなんと可愛らしいことよ、一茶らしい句です。



評論家はいららないのです。
反対意見は大いに結構、
しかし代案を出しなさい。

(堀場製作所創業者 堀場雅夫)

6月の税務メモ

(国 税)		(地方税)
○5月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)	10日	○5月分個人住民税特別徴収分の納付
○所得税の予定納税額の通知 (税務署長より)	15日	
○4月決算法人の確定申告	30日	○4月決算法人の確定申告
○10月決算法人の中間(予定)申告		○10月決算法人の中間(予定)申告
		○個人住民税の普通徴収第1期分納付 (条例による)

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。